

個人情報ファイルの名称	市島町 緊急通報システム台帳
行政機関等の名称	丹波市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	緊急通報体制整備事業において利用者の登録状況の管理を行うため
記録項目	1 申請日、2 変更日、3 登録抹消日、4 ふりがな、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 住所、9 電話番号、10 最寄公的機関、11 最寄公的機関電話番号、12 最寄警察署、13 最寄警察署電話番号、14 病名、15 血液型、16 かかりつけ医、17 主治医、18 かかりつけ医電話番号、19 緊急連絡先ふりがな、20 緊急連絡先氏名、21 緊急連絡先続柄、22 搬送後の住居管理者ふりがな、23 搬送後の住居管理者氏名、24 搬送後の住居管理者続柄、25 搬送後の住居管理者住所、26 搬送後の住居管理者電話番号、27 近隣協力者・ふりがな、28 近隣協力者・氏名、29 近隣協力者・電話番号、30 近隣協力者・住所、31 近隣協力者・鍵の保持、32 近隣協力者・関係性、33 民生委員・ふりがな、34 民生委員・氏名、35 民生委員・電話番号、36 民生委員・住所、37 ガス納入業者、38 ガス納入業者・電話番号、39 自治会名、40 被保険者番号、41 同居者情報、42 その他登録情報詳細
記録範囲	緊急通報体制整備事業を申請し、利用登録がされている者
記録情報の収集方法	緊急通報システム申請書、聞き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 丹波市福祉部介護保険課
	(所在地) 669-3602 丹波市氷上町常楽 211 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		